

4月27日から6月30日の間に大阪府肥料価格高騰対策支援金

に申請されていない方が対象です

大阪府肥料価格高騰対策支援金
(4～6月申請されていない方への支援) 募集要項

■概要

肥料をはじめとする原材料価格の高騰により、生産コストが増加している府内農業者（個人又は法人）の方に、今後も営農を続けていただくため、「大阪府肥料価格高騰対策支援金（7～9月受付分）」（以下「府支援金」という。）を支給します。

■対象事業者・支給要件

1. 令和8年4月1日から申請日まで大阪府内に住所、本店がある農業者であること。
2. 令和7年確定申告書（法人の場合は、令和8年4月1日の直近事業年度の申告書）の農業所得に係る販売金額が100万円以上であること。
3. 令和8年4月27日から6月30日の間に募集した大阪府肥料価格高騰対策支援金（4～6月受付分）に申請していない方

<参考>「農業所得に係る販売金額」とは、青色申告決算書又は収支内訳書の「販売金額」欄の金額です。

令和 0 年分所得税青色申告決算書

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	業 種 名
フリガナ氏 名	農 業 名
	電 話 号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

提出用 (令和二年分以降用)	収 入 金 額	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販売金額 ①		作業用衣料費 ⑧		差 引 金	
事業用貸入金 ②		農業共済掛金 ⑨		(⑦-⑧)	
雑収入 ③		減価償却費 ⑩		繰 貸 引 当 金	
小計 (①+②+③) ④		荷造運賃手数料 ⑪		繰 戻 引 当 金	
農産物の期首 ⑤		雇 入 費 ⑫		繰 引 当 金	
棚卸高 期末 ⑥		利子割引料 ⑬		繰 引 当 金	
計 (④-⑤+⑥) ⑦		地代・賃借料 ⑭		専従者給 養 費 ⑮	
		土地改良費 ⑯		繰 引 当 金	

※宗教上の組織又は団体は対象外です。

※下記に該当する事業者も対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ・従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

■ 支給額

販売金額の区分ごとに、以下の金額を支給します。

販売金額	支給額
100万円以上300万円未満	1.3万円
300万円以上500万円未満	2.5万円
500万円以上1,000万円未満	3.8万円
1,000万円以上3,000万円未満	10万円
3,000万円以上5,000万円未満	21万円
5,000万円以上1億円未満	37.5万円
1億円以上2億円未満	75万円
2億円以上3億円未満	135万円
3億円以上5億円未満	210万円
5億円以上	262.5万円

■ 申請手続

1 申請期間：令和8年7月29日（水）～9月4日（金）

※受付期間を超過した申請は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

2 申請方法：原則、オンライン申請

※速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

（1）オンライン申請

手順1 利用者登録 ※登録済みの方は不要

・『[大阪府行政オンラインシステム](#)』から利用者登録をしてください。



手順2 申請内容の入力 ※事前に必要書類を準備してください

- ・ログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択してください。
- ・「事業者向け手続き」の中から「大阪府肥料価格高騰対策支援金（7～9月受付分）」を選択し、申請を開始してください。

【注意事項】

- ・利用者登録は、1事業者あたり1回限りです。
- ・PDFや画像などの電子データで、内容が判別できる鮮明なものを提出してください。
- ・申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。
- ・申請を完了すると変更ができません。
- ・申請完了後、修正の必要が生じた場合は、「申請取下げ」のボタンは押さずに、事務センターまでご連絡ください。
※ご連絡の後、大阪府が差戻しの手続きをします。誤って「申請取下げ」のボタンを押すと、申請した情報が全て削除されて、再申請が必要になります。
- ・申請期間末日の午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。

（2）郵送による申請

オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も受け付けます。「レターパックライト」を使用し下記まで送付ください。

【送付先】〒542-0081 大阪府中央区南船場4-3-2 ゼント心斎橋6F
株式会社フューチャー・コミュニケーションズ内 大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センター

【注意事項】

- ・投函する前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・締切日までの消印有効です。
- ・書類に不備又は不足があった場合に再送付を依頼することがあります。
- ・オンライン申請よりも審査に時間を要します。

3 必要書類

【個人の方】

	提出物	詳細
☐	(郵送申請のみ) 様式第 1 号 (大阪府肥料価格高騰対策支援金申請書)	
☐	(郵送申請のみ) 様式第 2 号 (誓約・同意書)	
☐	本人確認書類の写し	5 ページ
☐	振込先の確認書類	5 ページ
☐	青色申告決算書または収支内訳書の写し	5～15 ページ
☐	令和 7 年確定申告書 (第一表) の写し 等 ※ 5 ページ下段の分類に従って提出してください	5～15 ページ

【法人の方】

	提出物	詳細
☐	(郵送申請のみ) 様式第 1 号 (大阪府肥料価格高騰対策支援金申請書)	
☐	(郵送申請のみ) 様式第 2 号 (誓約・同意書)	
☐	暴力団等審査情報	
☐	振込先の確認書類	5 ページ
☐	法人事業概況説明書の写し	5～15 ページ
☐	農業収入にかかる販売金額が確認できる書類 (決算書等) 事業内容が確認できない場合は、別途証明書類の提出をお願いする場合があります	5～15 ページ
☐	令和 8 年 4 月 1 日の直近事業年度の確定申告書 (別表一) の写し 等 ※ 5 ページ下段の分類に従って提出してください	5～15 ページ

※確定申告の義務がないため申告を行わなかった場合は、直接、大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センターに必要な書類を確認してください。

4 必要書類に関する注意事項

◇本人確認書類の写し

- ・以下のいずれかを提出してください。（申請日において有効なものに限る）
- ☐ 運転免許証（表面および裏面）
- ☐ マイナンバーカード（表面）
- ☐ 各種健康保険証（表面および裏面）
- ☐ パスポート（顔写真記載ページおよび所持人記入欄）

◇振込先の確認書類

- ・以下の項目が確認できるよう「通帳の表面及び1・2ページ目の見開き部分」を提出ください。
- ・インターネットバンキングの場合は以下の項目が確認できる画面を提出してください。
- ・振込先口座は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限り、また、日本国内の口座に限ります。

- ☐ 金融機関名
- ☐ 支店名
- ☐ 預金種別
- ☐ 口座番号
- ☐ 口座名義人

・通帳のおもて面

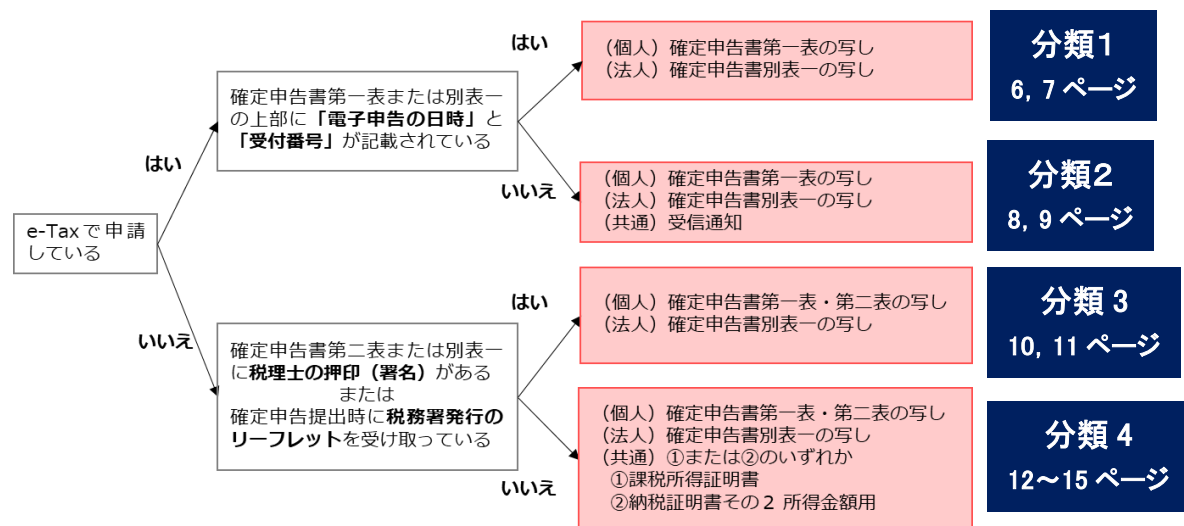


・通帳を開いた1・2ページ目



◇確定申告書の写し

分類に基づき、次ページ以降で該当する項目をご確認ください。



【分類1】個人事業者の場合

- ☐ 確定申告書の写し（第一表）
- ☐ 農業所得用の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1、2ページ目）
- ☐ （一般用の青色申告決算書、収支内訳書の方） 農産物の売上がわかる書類（出荷伝票など）

農業所得用か一般用か確認

【チェック項目】

・確定申告書 第一表

- ☐ 令和7年の「所得税及び復興特別税」の申告である
- ☐ マイナンバー部分が黒塗りなどで隠されている
- ☐ 「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている

・青色申告書又は収支内訳書

- ☐ 1ページ目と2ページ目の両方が添付されている
- ☐ （農業所得用でない場合）農産物の売上がわかる書類が別途添付されている

【分類1】法人の場合

- ☐ 令和8年4月1日の直近事業年度の確定申告書の写し（別表一）
- ☐ 法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ☐ 農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

Form FD-613: 確定申告書 別表一 (確定申告書の別表一)

Form FD-1007: 法人事業概況説明書 (法人事業概況説明書)

Form: 決算報告書 (決算報告書)

【チェック項目】

・確定申告書 別表一

- ☐ 書類に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている

・法人事業概況説明書

- ☐ 1ページ目と2ページ目の両方が添付されている

・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

- ☐ 決算書や出荷伝票など自社生産の農産物売上金額がわかる書類が添付されている
- (※) 法人事業概況説明書において、農業をしていることが明確な場合は、決算書で構いません。
- そうでない場合は、追加書類を求めることがあります。

【分類2】個人事業者の場合

- ☐ 確定申告書の写し（第一表）
- ☐ 農業所得用の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1、2ページ目）
- ☐ 受信通知
- ☐ （一般用の青色申告決算書、収支内訳書の方） 農産物の売上がわかる書類（出荷伝票など）

農業所得用か一般用か確認

受信通知

送付されたデータを受け取りました。
なお、様式、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただきます。ご了承ください。

提出先	業務課
税務課番号	19072119100026
氏名又は名称	システム課
受付番号	2021030004142711510
受付日時	2021/03/30 08:41:42
年分	令和3年分
種目	所得税及び復興特別税
所得金額	—
源泉徴収額	納付される税金
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額（「合計」欄）の金額を表示しています。

受信通知（例）

【チェック項目】

・確定申告書 第一表

- ☐ 令和7年の「所得税及び復興特別税」の申告である
- ☐ マイナンバー部分が黒塗りなどで隠されている

・青色申告書又は収支内訳書

- ☐ 1ページ目と2ページ目の両方が添付されている
- ☐ （農業所得用でない場合）農産物の売上がわかる書類が別途添付されている

・受信通知

- ☐ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示されている

【分類2】法人の場合

- ☐ 令和8年4月1日の直近事業年度の確定申告書の写し（別表一）
- ☐ 法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ☐ 農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）
- ☐ 受信通知

Form 1: Corporate Business Overview Statement (Page 1). This form contains detailed information about the company's business activities, including the number of employees, the nature of the business, and the results of the business.

Form 2: Corporate Business Overview Statement (Page 2). This form contains detailed information about the company's financial performance, including the balance sheet, income statement, and cash flow statement.

Form 3: Accounting Statement. This form is used to report the company's financial performance for a specific period. It includes the company name, the period, and the results of the business.

Form 4: Receipt Notification. This form is used to notify the taxpayer of the receipt of their tax return. It includes the company name, the date of receipt, and the amount of the tax return.

受信通知（例）

【チェック項目】

・確定申告書 別表一

- ☐ 書類に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている

・法人事業概況説明書

- ☐ 1ページ目と2ページ目の両方が添付されている

・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

- ☐ 決算書や出荷伝票など自社生産の農産物売上金額がわかる書類が添付されている
- （※）法人事業概況説明書において、農業をしていることが明確な場合は、決算書で構いません。そうでない場合は、追加書類を求めることがあります。

・受信通知

- ☐ （受信通知）申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示されている

- ☐ 確定申告書の写し（第一表）
- ☐ 確定申告書の写し（第二表）
- ☐ 農業所得用の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（１、２ページ目）
- ☐ （確定申告書に押印・署名がない方）税務署発行のリーフレット
- ☐ （一般用の青色申告決算書、収支内訳書の方）農産物の売上がわかる書類（出荷伝票など）

リーフレット

☐ 1 ページ目と 2 ページ目の両方が添付されている

☐ (農業所得用でない場合) 農産物の売上がわかる書類が別途添付されている

【分類3】法人の場合

- ☐ 令和8年4月1日の直近事業年度の確定申告書の写し（別表一）
- ☐ 法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ☐ （確定申告書に押印・署名がない方）税務署発行のリーフレット
- ☐ 農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

Form F80613: 確定申告書 別表一 (確定申告書の別表一)

Form F81007: 法人事業概況説明書 (法人事業概況説明書)

Form F81007: 決算報告書 (決算報告書)

リーフレット

Form F81007: 申告書等の提出について (申告書等の提出について)

【チェック項目】

・確定申告書 別表一

- ☐ 税理士の押印または署名がある

・リーフレット

- ☐ 日時、税務署名が記載されている

・法人事業概況説明書

- ☐ 1ページ目と2ページ目の両方が添付されている

・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

- ☐ 決算書や出荷伝票など自社生産の農産物売上金額がわかる書類が添付されている

(※) 法人事業概況説明書において、農業をしていることが明確な場合は、決算書で構いません。そうでない場合は、追加書類を求めることがあります。

- ☐ 確定申告書の写し（第一表）
- ☐ 確定申告書の写し（第二表）
- ☐ 農業所得用の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（１、２ページ目）
- ☐ 「課税所得証明書」または「納税証明書その２所得金額用」
- ☐ （一般用の青色申告決算書、収支内訳書の方） 農産物の売上がわかる書類（出荷伝票など）

農業所得用か一般用か確認

納税証明書 (その2 所得金額用) ①			
住所(納税地) 氏名(名称)			
税目	申告所得税又は 申告所得税及復興特別所得税		
年 分	所 得 金 額		摘 要
	申 告 額	更正・決定後の額	

(備考)

○ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

- ・発行者:税務署
- ・管轄の税務署にて発行ください

【チェック項目】

・確定申告書 第一表

- ☐ 令和7年の「所得税及び復興特別税」の申告である
- ☐ マイナンバー部分が黒塗りなどで隠されている

・確定申告書 第二表

・青色申告書又は収支内訳書

- ☐ 1ページ目と2ページ目の両方が添付されている
- ☐ (農業所得用でない場合)農産物の売上がわかる書類が別途添付されている

・「課税所得証明書」または「納税証明書その2所得金額用」

- ☐ 令和7年に関する書類である

【チェック項目】

・確定申告書 別表一

・法人事業概況説明書

☐ 1 ページ目と 2 ページ目の両方が添付されている

・農業収入に係る販売金額が確認できる書類(決算書等)

☐ 決算書や出荷伝票など自社生産の農産物売上金額がわかる書類が添付されている

(※)法人事業概況説明書において、農業をしていることが明確な場合は、決算書で構いません。
そうでない場合は、追加書類を求めることがあります。

・「課税所得証明書」または「納税証明書その2所得金額用」

☐ 令和 7 年に関する書類である

■ 府支援金の支給

1. 本支援金は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。文書や個別連絡による支給決定の通知は行いません。
2. 府支援金は、「フ・ノウセイシツ オオサカフカイケイカンリシヤ」の名義で、指定の口座に振り込みます。
3. 審査の結果、府支援金の不支給を決定した時は、文書又は大阪府行政オンラインシステムにて通知します。
4. 申込から支援金の支給まで 2 か月程度かかる見込みです。なお期間は目安であり、審査状況により前後します。

■ 重要なお知らせ

1. 府支援金の支給後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、大阪府は、府支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は府支援金を返還するとともに、違約金を支払っていただきます。
2. 申請後又は支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げの場合は、その旨を届け出てください。また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合も、その旨を届け出てください。
3. 申請内容に不備又は不足があった場合や支給要件を確認できない場合は、申請者に説明や追加書類の提出を求めます。説明をいただけない時や、指定する期日までに不備・追加書類を提出いただけない時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。なお、提出いただいた申請書類等は一切返却いたしません。
4. 軽微な記入誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
5. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかった時は、申請者が府支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
6. 府支援金の支出事務を円滑かつ確実に実行するため、必要に応じて大阪府は申請内容に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
7. 前項に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関して、府支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者と共有いたします。ただし、その他の目的には使用しません。
8. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

9. 申請いただいた情報は、府支援金の審査・支給に関する事務および府の施策検討、税務情報に限り使用し、他の目的には使用しません。

肥料価格高騰対策支援金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください～

肥料価格高騰対策支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。府支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、府支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、府支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

支援金の不正受給は犯罪です！

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者の皆様におかれましては適正な申請をお願いします。

■ 府支援金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センター

〔受付時間〕 午前9時00分から午後5時00分まで（平日のみ）

〔電話番号〕 0120-700-067

